

## かかりつけ「最低限の薬局」に 継続的な薬学的管理義務づけ

### 薬機法改正取りまとめ案

薬局・薬剤師のあり方を議論してきた厚生労働省の専門部会は昨年12月14日、医薬品医療機器法の改正に関する取りまとめ案を了承した。合わせて大きな議論となった医薬分業に関する取りまとめも行い、当面の目指すべき薬局・薬剤師の方向性が固まった。法改正により、薬局全体の底上げを図るため、国が求めているかかりつけ機能を持った薬局を「最低限の薬局」として位置づけるほか、薬剤師に服用期間の継続的な薬学的管理と指導内容の記録を行うことなどを義務づけることになった。医薬分業に関する取りまとめでは、単純な対物業務だけで業が成り立っている、経済的な利益追求や効率性にのみ目を奪われ、本来の機能を果たしていないなど厳しい言葉が並んだ。今後、薬剤師として社会に出る薬学生には、目指す職場環境がどうなるかを業界研究に当たって注目される内容が目白押しであり、要チェックと言えよう。

薬機法改正に向けた取りまとめでは、患者が自ら適した機能を持つ薬局を主体的に選択できるよう、薬局開設許可に加え、特定の機能を持つ薬局を法令上明確にし、表示できるようにするとした。具体的には、「患者のための薬局ビジョン」で示されたかかりつけ機能などを基本とし、これが開設許可要件を満たす最低限の機能を持つ薬局と位置づけた。

その上で、▽地域で在宅医療への対応や入退院時をはじめ他の医療機関、薬局との服薬情報の一元的・継続的な情報連携を担う薬局▽癌などの薬物療法を受けている患者に対し、医療機関と密接に連携し、より丁寧な薬学管理や、高い専門性のある特殊な調剤に対応できる薬局――

に分類する。

服用期間を通じた継続的な薬学的管理と患者支援も義務づける。現行法で薬剤師が患者に対する情報提供、指導義務が規定されているのは「調剤時」のみ。そのため法改正により、調剤時のみならず、薬の服用期間全体に必要な服薬状況を把握したり、薬学的知見に基づき指導する義務があることを明確化する。

さらに、こうした取り組みが効果的に実施できるよう把握した患者の服薬状況に関する情報や指導内容の記録を義務づけることとした。

薬局薬剤師が把握した患者の服薬状況に関する情報は、医師、歯科医師、医療機関の薬剤師へ「適切な頻度で提供するように努めることを明確化すべき」とし、医師などへの情報提供も義務化する。複数の委員が主張していた薬局開設者のガバナンス強化については、医薬品の製造・流通・販売に関わる者のガバナンス強化に含める形で盛り込んだ。薬機法上の許可等業者に対して、法令遵守とそのための体制整備など必要な措置、必要な能力のある責任者、管理者を選ぶことを義務づけ、チェーン薬局など許可等業者が法人である場合は、役員が法令遵守に責任があることを薬機法上明確化するほか、責任役員による法令遵守を担保するため、必要に応じて責任役員の変更を命じることができるようにする。

また、医薬分業に関する取りまとめでは、調剤技術料が直近で1・8兆円に達しているにも関わらず、患者負担に見合ったメリットがないと厳しい指摘が続いているとし、現在の医薬分業は政策誘導の結果の形式的な分業で多くの薬剤師・薬局が本来の機能を果たせておらず、医薬分業のメリットを患者も他職種も実感できていない、単純に対物中心の業務を行うだけで業が成り立ってお

考えよう!

## キャリアデザイン

### プロとは何か

②

### プロフェッションについて

今回も引き続きテーマは「プロとは何か」について。前回、「薬剤師の使命」について皆さんに問いかけました。私が考える薬剤師の使命は「薬物治療で患者を治すこと」です。皆さんはどう考えましたか?

さて、現在の医療現場では「チーム医療」という言葉を使うようになりました。これは、患者を中心とした医療のことを指し、医師や薬剤師などそれぞれの領域の専門家が、その専門知識と技術を持ち合い、みんなで患者の治療を行うことを指しています。そもそも、医師、看護師、薬剤師など各医療職種はそれぞれの専門領域を持ち、患者の病気を治すためにやるべきこと、つまり職業使命を持っています。そういった職業使命を持ち、その使命と責任を公約している職業を「Profession」(プロフェッション)といいます。

18世紀の西欧社会では当初、医師、弁護士、聖職者の三つの職業のみがプロフェッションとして存在していました。その後薬剤師も仲間入りし、日本の職業分類でも薬剤師は高度専門職の一つとみなされています。

一般的にプロフェッションと呼ば



キャリア・  
ポジション社長

西鶴 智香

れる職業には、二つの特徴があります。①その職業の倫理規定を持つ②その職業集団で質を保証する――という二つです。日本の薬剤師の現状はどうでしょうか?倫理規定はありますが、職業集団で質を保証することにおいては、今は質を厳しくチェックするものではありません。認定薬剤師制度はありますが、これは質を保証するとはまだはいえないものです。免許更新制の話題も出たりますが、現実的ではありません。

実は他の職業も同じで、現在では外部評価を意識することも重要といわれています。このことから薬剤師も、国民や他の医療者から自分たちの職業がどう評価されているかを意識せざるを得ませんが、あまりに外部評価を受け入れ過ぎて、自分達が本来やらねばならない職業使命を軽視することになってはいけません。

改めて、薬剤師という職業は、職業使命を持ち、職業集団で質を保証するという高度専門職なのだとすることを、再確認して下さい。次回は「プロへの道」について説明します。

り、患者や他職種から意義を理解されていないという危機感がないなどと厳しい内容が並び、このことを関係者が重く受け止めるべきと強く指摘した。その上で、今後の地域における薬物療法の提供に当たっての患

者支援のあり方について、改めて服薬情報の一元的・継続的な把握し、最適な薬学的管理・指導を行うことの重要性を強調。そのためには、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たすことが必要とした。

## 国家試験、就職、人生の大切な岐路

～ココで良いではなく、ココが良い選択を～

薬学生への  
特別特典をご用意

大人気講習会へのご招待..etc  
詳しくはコチラ



(YOUTUBE)

国試対策



就職活動

最新情報は



にて配信!



Medisere



薬剤師の人生の太陽になる

メディキャリ

Medisere Career